平成２３年（フ）第１０号
堺市西区堀上緑町３丁５番88―502号
破産者　後藤　敏夫
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
大阪府藤井寺市小山７丁目22番24号
破産者　東谷　勝聖
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５５号
神戸市須磨区戎町４丁目１番17号
破産者　鷹取産業こと金城正男こと　金　　夏栄
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目19番地の１
破産者　河野　武雄
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６４号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目19番地の１
破産者　河野香代子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１号
兵庫県加東市秋津1973番地50
破産者　壹田　栄子（旧姓三鍋）
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１１３号
奈良県桜井市大字金屋274番地の５
破産者　永見　知也
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２４９号
熊本市上南部３丁目４―104　シャトレーゼ２－１－１号、開始決定時の住所熊本市龍田９丁目４番７号
破産者　木村　安喜
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１０８号
熊本県宇城市豊野町糸石2932番地１
破産者　清成　勇二
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３６４号
札幌市清田区真栄４条３丁目10番16号
破産者　永澤　　進
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７１号
札幌市厚別区上野幌２条６丁目７番15号
破産者　寺井　裕子
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３号
青森県上北郡おいらせ町住吉２丁目50番地1247　コーポ上長根17号
破産者　宇藤志津子
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１０号
青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘８丁目17番地64　Ｆ―145―Ｄ
破産者　小比類巻節子
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第６７号
神奈川県座間市東原１丁目９番49号
破産者　柿澤　芳治
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３０７号
新潟県三島郡出雲崎町大字中山738番地
破産者　小林　吉尚
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
新潟県小千谷市大字千谷甲1167番地
破産者　新保　善光
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第６１０号
石川県河北郡内灘町字向陽台２丁目254番地ＡＯＩマンション・301号
破産者　豊田　定公
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２９号
長野県松本市野溝西２丁目６番52号　ハイツ佐紀１階102号
破産者　芳田　里美
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５７１号
大津市茶戸町５番２号
破産者　森田　行雄
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部